

使用料等減免に係る取扱い

【全額免除】・・・始良市公園条例施行規則第16条第1項（1）

1. 始良市又は、始良市の機関が『主催又は共催』して使用する場合。
2. 学校教育の一環として本市に所在する幼稚園・小学校・中学校の遠足、体育祭及び運動会等で使用する場合。（※中学校の部活動練習を含む。少年団活動は除く。）
3. 始良市に所在する保育所（認定子ども園含む）・放課後児童クラブの遠足、運動会レクリエーション等で使用する場合。
4. 始良市の自治会活動及び校区コミュニティ活動等の公共性のある始良市の団体活動等で使用する場合。
5. その他市長が特に減免することが適当と認めた場合。

●始良市公園条例施行規則第16条第1項（3）

【半額免除】・・・始良市公園条例施行規則第16条第1項（2）

1. 始良市又は、始良市の機関が『後援』して使用する場合。
2. 学校教育の一環として始良市に所在する高校・専門学校等が使用する場合。
3. 教育の一環として始良市に所在する少年団活動・レクリエーション等で使用する場合。
4. その他市長が特に減免することが適当と認めた場合。

●始良市公園条例施行規則第16条第1項（3）

【公園使用料減免等の注意】

1. 減免を受けようとする場合は『使用料等減免申請書（様式第8号（第16条関係））』を、使用する日の『7日前まで』に提出すること。
2. 始良市の『主催・共催又は後援』により減免を受ける場合は、始良市又は始良市の機関の承認を得たうえで『使用料等減免申請書（様式第8号（第16条関係））』に各機関発行の『主催・共催又は後援』の『承認通知書の写し』を添付すること。
3. 始良市外居住者が使用する場合は、使用料金に10割（2倍）を加算した額とする。

（●始良市公園条例別表第4備考2）

ただし、始良市外の『学生』が使用する場合は10割（2倍）加算しないものとする。

4. 始良市内居住者が、5割に満たない場合は『始良市外扱い』とする。
5. 地区大会及び県民体育大会強化練習等で減免ができる時間は、始良市又は始良市の機関の承認を得たうえで『合計20時間まで』とする。

ただし『ナイター使用料』は減免しない。船津公園『管理棟』については『減免対象』

【地区大会練習】・・・【始良市主催】・・・『全額免除』

【県大会練習】・・・【県主催】・・・【始良市後援】・・・『半額免除』